



移住支援金の該当確認フローチャート

※この支援金の該当者は、フローチャートの質問項目（１）～（４）の全てに該当する方です。

フローチャート凡例：該当する 

該当しない 

（１）移住元要件

鳥取市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に住民票をおいていた。

または、（※）東京圏に住民票をおき、東京23区内へ「雇用保険」の被保険者または個人事業主として通勤していた。

（なお、東京23区内の大学等に通学中に、東京圏（※1）に住民票をおき、東京23区内の企業に就職した者は、通学期間も、移住元の在住期間に含めることができます。）

鳥取市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に住民票をおいていた。

または、（※）東京圏に住民票をおき、東京23区へ「雇用保険」の被保険者または個人事業主として通勤していた。

（ただし、東京23区内への通勤については、鳥取市に住民票を移す3か月前までを「連続して1年以上」の起算日とすることができます。）

移住元要件に該当する方は、次のページへ進んでください。

対象外

【東京圏とは】

東京都(23区外)、埼玉県、千葉県、神奈川県のうち条件不利地域を除いた市町村

【条件不利地域とは】

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「山村振興法」「離島振興法」「半島振興法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」の対象地域を有する市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村

【一都三県の条件不利地域の市町村】

東京都

檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

埼玉県


秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町


千葉県

銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

神奈川県

三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

フローチャート凡例：該当する 

該当しない 

(2) 移住先要件

移住支援金の申請時点で、鳥取市に住民票を置いてから1年以内である。

鳥取市に移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思がある。

(3) その他の要件

暴力団などの反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有していない。

日本人である。

または、外国人だが、永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者など、定住者もしくは特別永住者のいずれかの永住資格がある。

申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。
ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、本市が認める場合を除く。

(4) 移住後の要件（働き方）

※①～⑤のいずれかに該当している。

①就業（一般）

鳥取県が移住支援金の対象として、「とっとりビジネス人材・求人紹介サイト」に掲載している求人に応募して、就業した。

②就業（専門人材）

鳥取県の実施する「プロフェッショナル人材事業」または「先導的マッチング事業」を利用して就業した。

③テレワーク

移住前の仕事をテレワークで継続している。

④起業

鳥取県が実施する 起業支援事業 における起業支援金の交付決定をうけている。

⑤関係人口

農林水産業又は家業に就業している。

移住前の5年間にふるさと納税を行っている又は移住関係イベント等に参加している。

対象外

次ページのそれぞれの移住後の要件をご確認ください。

移住支援金の該当確認フローチャート

(4) 移住後の要件（働き方）

①（一般）就業の場合

勤務地が鳥取県内である。

鳥取県が移住支援金の対象として、「とっとりビジネス人材・求人紹介サイト」に掲載している求人に応募して、就業した。

※当該求人が移住支援金の対象企業として、サイトに掲載された日以後に応募した場合に限ります。ご自身で分からない場合、鳥取県立鳥取ハローワーク（0857-51-0501）にご確認ください。

週20時間以上の無期雇用契約に基づく企業に就業している。

就業先企業に交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思がある。

転勤、出向、出張、研修などによる勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。

③テレワークの場合

所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住した。また、移住先の生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う。

週20時間以上テレワークを実施している。

所属先企業から※国の交付金を活用した取組による資金提供を受けていないこと。
※デジタル田園都市国家構想交付金や地方創生テレワーク交付金

④起業の場合

鳥取県の起業支援金の交付決定を受けている。また、移住支援金の交付申請時に起業支援金の交付決定を受けてから1年以内である。

②（専門人材）就業の場合

鳥取県の実施する「プロフェッショナル人材事業」または「先導的マッチング事業」を利用して就業した。

※事業については、とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点【鳥取県立鳥取ハローワーク内】（0857-51-0501）にご確認ください。

勤務地が鳥取県内である。

週20時間以上の無期雇用契約に基づく企業に就業している。

就業先企業に交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思がある。

転勤、出向、出張、研修などによる勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。

鳥取県の事業において、目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提ではない。

⑤関係人口の場合

農林水産業又は家業に就業している。

「移住前の5年間のうちに鳥取市にふるさと納税を行った」又は「移住前の5年間のうちに移住関係イベント等に参加した」

①～⑤ **いずれかの項目の全て**に該当する方は、次のページへ進んでください。

移住支援金の該当確認フローチャート

※この支援金の該当者は、フローチャートの質問項目（１）～（４）の全てに該当する方です。

フローチャート凡例：該当する



該当しない



（５）世帯に関する要件（支援金額の判定）

単身での移住である。

2人以上の世帯での移住である。

申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元の市区町村の住民票で、同一世帯に属していた。

申請者を含む2人以上の世帯員が、移住支援金の申請時点で、鳥取市の住民票で同一世帯に属している。

移住支援金の申請時点で、申請者を含む2人以上の世帯員全員が、鳥取市に住民票を置いてから1年以内である。

18歳未満の世帯員がいる。

60万円

100万円

100万円
+
18歳未満の者1人
あたり100万円

移住支援金の注意事項

※この支援金の該当者は、フローチャートの質問項目（１）～（４）の全て該当する方です。

・鳥取市ふるさと移住支援金の申請には、**事前に**鳥取市地域振興課 定住促進・Uターン相談支援窓口（0120-567-464）に、**相談登録が必要**です。

また、**予算の範囲内での交付**となりますので、申請書類などを準備される前に、相談窓口までご相談ください。

・フローチャートで該当確認したことについて、申請書や添付書類（公的書類）で確認をいたします。申請書の記載方法や添付書類に関する相談も上記相談窓口までお尋ねください。

・移住者支援金の交付後に次の事項に該当する場合、返還が必要となります。

<全額返還>

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の交付申請日から3年未満に**本市から転出した**場合

ウ 移住支援金の交付申請日から1年以内に**移住支援金の要件を満たす職を辞した**場合

エ 起業支援金の交付決定が取り消された場合

<支給額の半額返還>

移住支援金の交付申請日から3年以上5年以内に**本市から転出した**場合

<支給額の4分の1返還>

3年未満に**本市から県内市町村に転出した**場合

<支給額の半額の4分の1を返還>

3年以上5年未満に**本市から県内他市町村に転出した**場合